

社会保険支払基金から以下について周知の依頼がありましたので、会員の皆様へご連絡いたします。

2020年10月からレセプト電算処理システム用コードの入力が義務化されているところですが、コードについては、文字をフリー入力するものと、決められたレセプト電算コードを使用して、レセプトの摘要欄に記録するものと大きく2つに分かれております。

現在、決められたレセプト電算コードを使用して、レセプトの摘要欄に記録しなければならないコメントをフリー入力を用いて文字列で記録されている事例が散見されているため、この度、7月分レセプトで自家製剤加算を算定し、決められたコード(830100438)の無いレセプトの一部が返戻対象となっているようです。

また、同じ用法で調剤料を同時算定する時のコード入力が、誤っている事例が多数指摘を受けております。

昨年より義務化されているため、今後は査定の対象となるそうですので、レセプト電算処理システム用コードの入力は誤りの無い様、ご注意ください。

#### 〔参考文献〕

'20-'21年版調剤報酬事務〈よくある疑問〉がすっきりわかる本, ナツメ社, 2020: p.164-165, p.224-238.

栃木県薬剤師会 社会保険委員会